

第5回「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会次第

令和元年8月8日 14:30～

札幌駅前ビジネススペース「2A」

(札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二道通ビル2階)

1. 開会挨拶

2. 新会員紹介

3. 報告事項

(1) 制度改正概要について…【資料1】

4. 議 題

(1) 事例研究会2年間の活動総括…【資料2】

(2) 今後の事例研究会の進め方について(案)…【資料3】

<休憩>

(3) 事務支援システム(仮称)導入について…【資料4】

(4) 令和元年度の事業計画の策定(案)について…【資料5】

5. 全体意見交換

6. 閉会挨拶

「とんぼの未来・北の里づくり」 第5回事例研究会 出席者名簿

No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名
1	空知	岩見沢市	組織	水田	岩見沢南地域資源保全協力会	会長	峯 淳一
2	上川	名寄市	組織	水田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷺見 悦朗
3	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	組合長	鳥本 勝信
4	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸
5	空知	岩見沢市	行政	水田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	木村 唯有
7	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主査	村上 友和
10			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主幹	澤田 孝二
11			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	高瀬 崇
12			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	齊藤 勝弘
13			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主査	佐藤 秀哉
	随伴	名寄市	行政		名寄市経済部農務課農村振興係	係長	橋本 博史
	随伴	岩見沢市	行政		岩見沢市農政部農業基盤整備課	課長	斎藤 貴視
	随伴	岩見沢市	行政		岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	係長	伊丸岡 貴哉
			道協議会		水土里ネット北海道技術部	部長	雪田 仁司
			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	課長	橋本 英樹

※欠席者：佐竹会長（鷹栖町）、河本氏（津別町）、江本係長（北見市）、高道課長（岩見沢市）、志村係長（鶴居村）

					北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	佐藤 暁史
					北海道農政部農村振興局農村設計課	主事	高橋 礼奈
					石狩振興局産業振興部調整課	主査	佐藤 健一
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	千葉 正志
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	鷺見 栄一
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	梶田 克博
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	保田 知巳

とんぼの未来・北の里づくり 第5回事例研究会 配席図

令和元年年8月8日(木)14:30～

札幌駅前ビジネススペース「2A」

【名寄市】
驚見 悦朗
【岩見沢市】
峯 淳一
【岩見沢市】
木村 唯有
（随行）
齋藤 貴視

（随行）
伊丸岡 貴哉

【洞爺湖町】
村上 友和

【土地連】
佐藤 秀哉

（随行）
橋本 博史

【遠軽町】
岡村 貴幸

【芽室町】
鳥本 勝信

【北海道】
高瀬 崇

【北海道】
澤田 孝二
【土地連】
雪田 仁司
【土地連】
橋本 英樹
【土地連】
齊藤 勝弘

--	--	--

--	--	--

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領

平成 29 年 12 月 14 日制定

1. 趣旨

北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的として、この会を設置する。

2. 構成

本会は、11名の活動組織構成員、5名の市町村職員と各2名の北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員の計20名で構成する。

- (1) 活動組織構成員は、水田地域4名、畑地域4名、草地域3名の次世代にわたる農業者等とする。
- (2) 市町村職員は、水田地域2名、畑地域2名、草地域1名の本事業を担当する者とする。
- (3) 北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局から各々2名とする。
- (4) その他、必要に応じて指導助言・意見聴取のため、第三者を招集することを可能とする。

3. 活動内容

本会では、次の活動を行うものとする。

- (1) 本事業における効果的な活動事例や要望の多い活動事例などの情報収集
- (2) 事例内容についての検討及び必要に応じた調査
- (3) 活動組織及び市町村等へ活動事例や検討結果等の情報発信
- (4) 北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出・調査・検討
- (5) その他多面的機能支払事業の効果的な取組に必要な事業等

4. 主管

北海道日本型直接支払推進協議会

5. 庶務

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
(北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課)

6. その他

この要領に定めるもののほか、本会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 会員一覧

令和元年6月1日現在

会員No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名	しめい
1	空知	岩見沢市	組織	田	岩見沢南地域資源保全協力会	会長	峯 淳一	みね じゅんいち
2	上川	名寄市	組織	田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷺見 悦朗	わしみ よしあき
3	上川	鷹栖町	組織	田	鷹栖町地域農業推進会議中央支部	会長	佐竹 敏明	さたけ としあき
4	オホーツク	津別町	組織	畑	津別広域協定運営委員会	構成員	河本 純吾	かわもと じゅんご
5	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸	おかむら たかゆき
6	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	組合長	鳥本 勝信	とりもと かつのぶ
7	空知	岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	木村 唯有	きむら ゆう
8	空知	岩見沢市	団体	田	北海土地改良区 総務課	課長	高道 政秀	たかみち まさひで
9	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主査	村上 友和	むらかみ ともかず
10	オホーツク	北見市	行政	畑	北見市 農林水産部農林整備課管理係	係長	江本 博幸	えもと ひろゆき
11	釧路	鶴居村	行政	草	鶴居村産業振興課農政係	係長	志村 剛	しむら つよし
12			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主幹	澤田 孝二	さわだ こうじ
13			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	高瀬 崇	たかせ たかし
14			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	齊藤 勝弘	さいとう かつひろ
15			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主査	佐藤 秀哉	さとう ひでや

多面的機能支払交付金制度に係る 平成31年度制度改正について

令和元年8月8日

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会

47-1 日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 48,652 (48,401) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜政策目標＞

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [平成32年度まで]
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (46,801) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

	都道府県				北海道			
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※2	④資源向上支払 (長寿命化)※2	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※2	③資源向上支払 (長寿命化)※2	④資源向上支払 (長寿命化)※2
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	1,920	3,400	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	480	600	600
草地	250	240	400	130	120	120	400	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,600) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

① 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



② 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

○ 小規模集落支援

既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援

○ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等

○ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

上記の取組に加えて、構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年参加する場合

○ 広域化した活動組織への支援

	小規模集落支援として農地維持支払に 加算する単価		(円/10a)
	都道府県	北海道	
田	1,000	700	700
畑	600	300	300
草地	80	40	40

	多面的機能の更なる増進に 向けた活動への支援		(円/10a)
	都道府県	北海道	
田	400	320	800
畑	240	80	480
草地	40	20	80

交付額（定額）	
北海道	4万円/年・組織
3集落以上または1,500ha以上	8万円/年・組織
200ha以上	16万円/年・組織
1,000ha以上	16万円/年・組織

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

多面的機能支払交付金における主な支払の組み合わせと交付額
(現行)

加算単価

○ 活動組織の広域化・体制強化（初年度のみ）
40万円/組織

減額措置

※1：直営施工を行わない場合かつ広域活動組織の規模を満たさない場合の減額（5/6）
※2：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の減額（5/6）
※3：取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合の減額（75%）

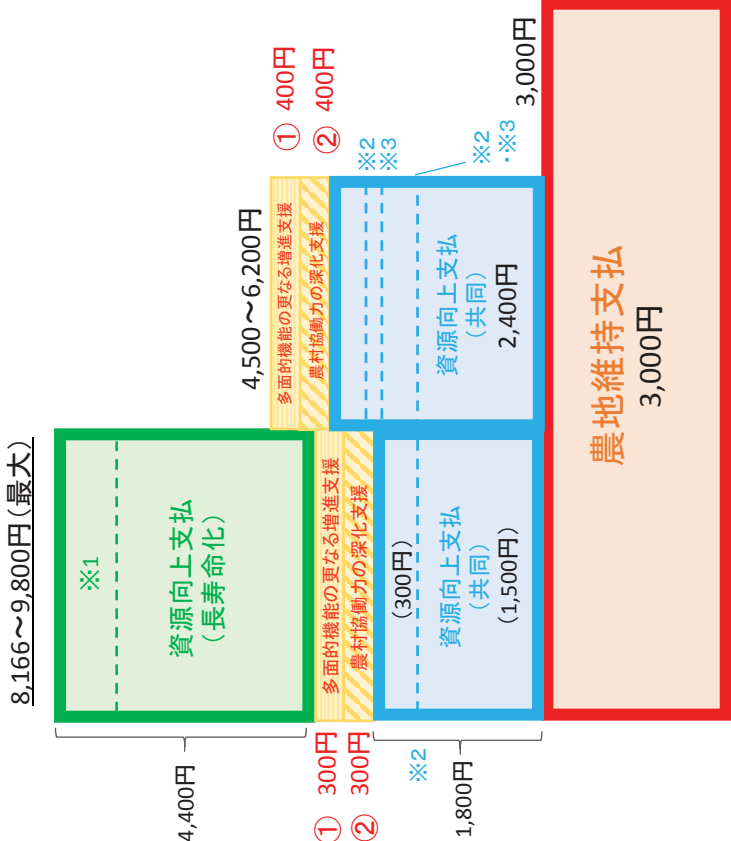
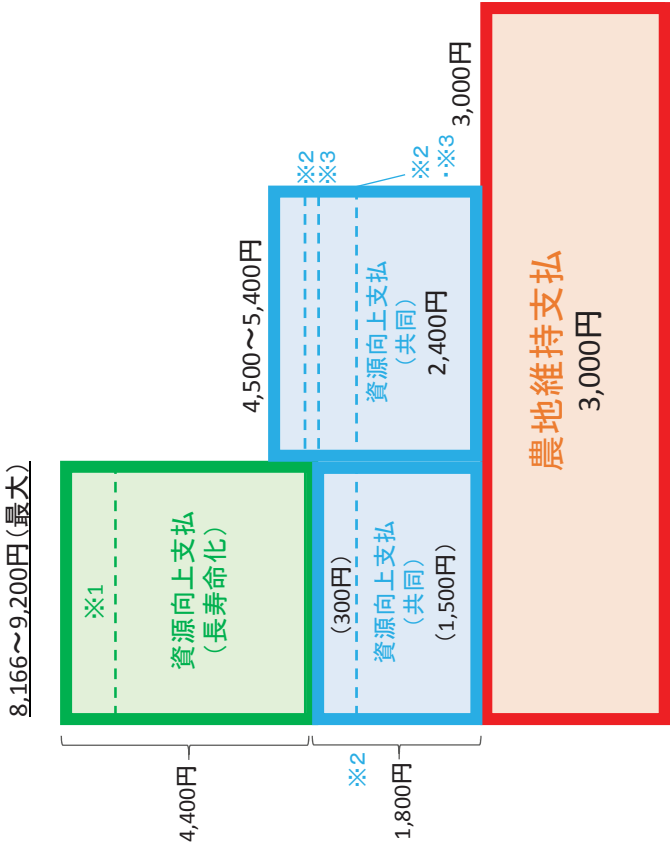
加算単価

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a等
前年度までの取組項目を1項目以上増加させる場合、または新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2項目以上取り組む場合に加算単価を適用

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a等
①に加えて、構成員（人・団体）のうち、非農業者が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合に加算単価を適用

③ 広域化した活動組織への支援（5年間）
年間交付額 総額
3集落または50ha以上 4万円/組織 20万円
200ha以上 8万円/組織 40万円
1,000ha以上 16万円/組織 80万円

継続

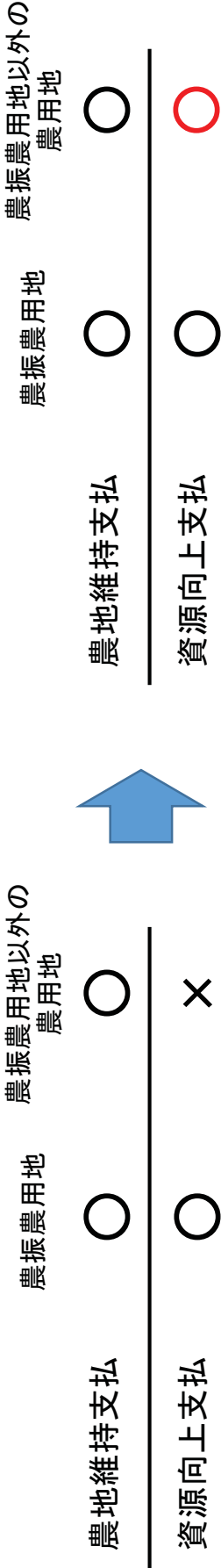


(単価の単位はいずれも10a当たり)

対象農用地の拡大

多面的機能支払交付金の算定対象となる、対象農用地について、資源向上支払について、農地維持支払と同様に、農振農用地に加えて都道府県知事が必要と認める地域を対象農用地に追加。

現行



見直し後

(参考) 農振農用地以外を対象農用地としている面積及び対象組織数

	農地維持支払の 認定農用地面積 (千ha)	農振農用地以外の 対象農用地面積 (千ha)	農地維持支払に 取り組む対象組織数 (組織)	農振農用地以外の 対象農用地を含む対 象組織数(組織)
北海道	780	1.1	853	51
東北	439	2.7	5,866	579
関東	200	1.1	3,420	116
北陸	223	1.1	3,415	244
東海	84	0.1	1,687	16
近畿	121	3.3	3,978	802
中国	93	0.6	3,045	166
四国	50	0.7	1,403	119
九州	254	0.8	4,573	123
沖縄	22	0.0	50	0
全国	2,266	11.5	28,290	2,216

(参考) 農振農用地以外の農用地の具体例

- 生産緑地法により定められた生産緑地地区内に存する農地
- 都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地
- 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- 緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成地域の第3号区域(田園環境)内の農用地
- 景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地

新たな加算措置の創設

多面的機能の増進を図る活動（以下「増進活動」という。）の取組を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能を増進させるため、多面的機能の増進に向けた活動への支援として加算措置を導入。

加えて、農業者と非農業者が一体となって活動を行うことで、本交付金による活動を通じた、農村協働力の深化を図っていくため、農村協働力の深化に向けた活動への支援として更なる加算措置を導入。

〇多面的機能の増進に向けた活動への支援

増進活動の取組数を1つ以上増加させる場合等に以下の単価を資源向上支払（共同）に加算

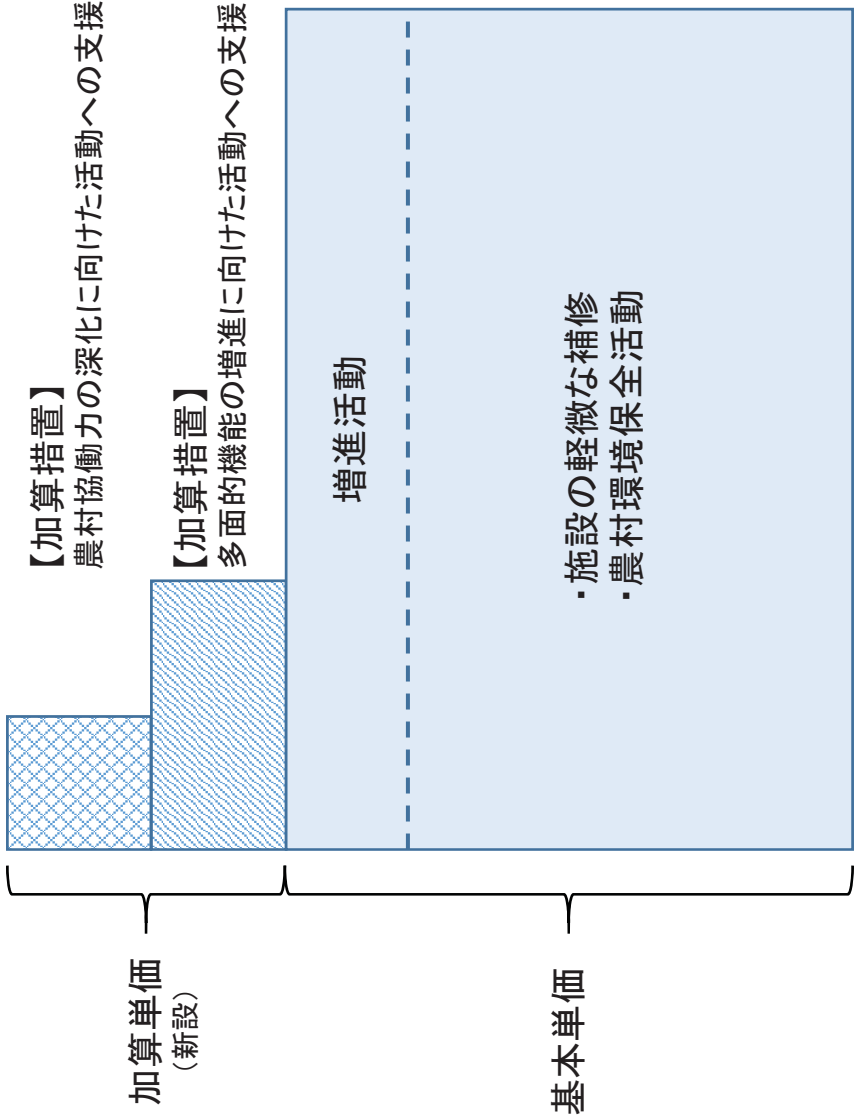
加算単価		（円/10a）	
	都府県	北海道	
田	400	320	
畑	240	80	
草地	40	20	

〇農村協働力の深化に向けた活動への支援

多面的機能の増進に向けた活動への支援への取組に加え、農村協働力の深化を図るため、農業者と非農業者が一体となって活動を行う場合※¹に、以下の単価を資源向上支払（共同）に更に加算

加算単価		（円/10a）	
	都府県	北海道	
田	400	320	
畑	240	80	
草地	40	20	

※1：構成員（人・団体）のうち非農業者等が占める割合が4割以上であり、かつ構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度実施する組織



資源向上支払（共同）

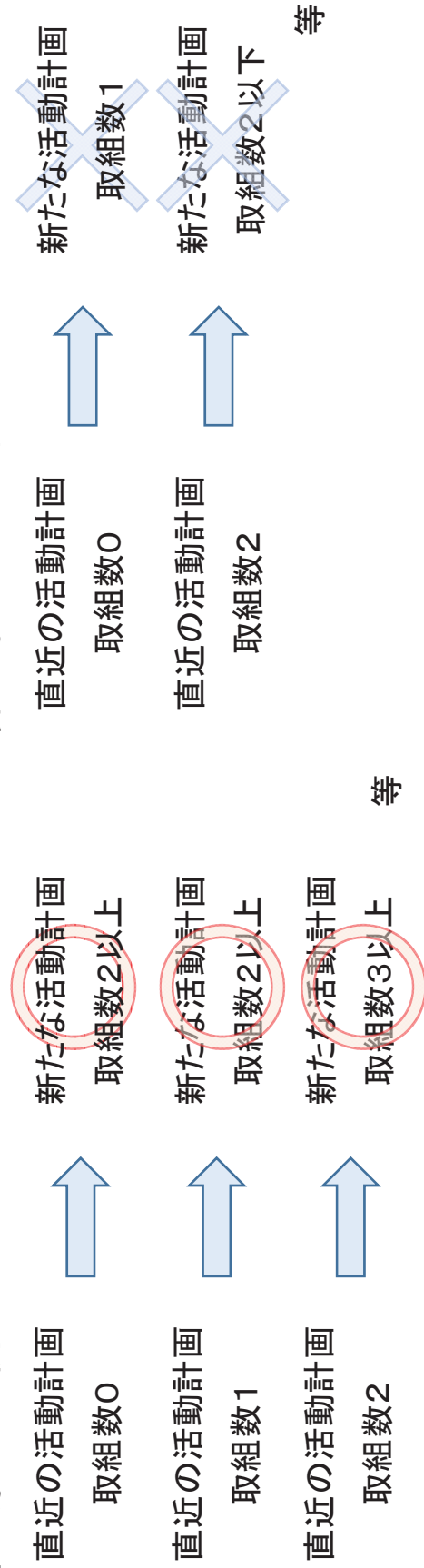
多面的機能の増進に向けた活動への支援

加算の対象となる場合

- ・これまでに増進活動に取り組んだことがある組織のうち
新たな活動計画において、直近の活動計画※1における取組数より1つ以上増加させる場合
- ・これまでに増進活動に取り組んだことがない組織のうち
新たな活動計画において、2つ以上の取組を実施する場合

※1 事業計画途中の変更の場合も含む

加算対象となる例



(参考) 多面的機能の増進を図る活動

(活動指針及び活動要件に示す取組)

- ・遊休農地の有効活用
- ・農地周りの環境改善活動の強化
- ・地域住民による直営施工
- ・防災・減災力の強化
- ・農村環境保全活動の幅広い展開
- ・医療・福祉との連携
- ・農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

(都道府県知事が定める要綱基本方針に基づく取組)

- ・都市住民との交流・連携
- ・生息環境向上施設の適正管理
- 等

農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算対象となる場合

- ・ **多面的機能の増進に向けた活動に取り組んでいること。**
- ・ **構成員（人・団体）のうち、非農業者等が占める割合が4割以上かつ構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること。**

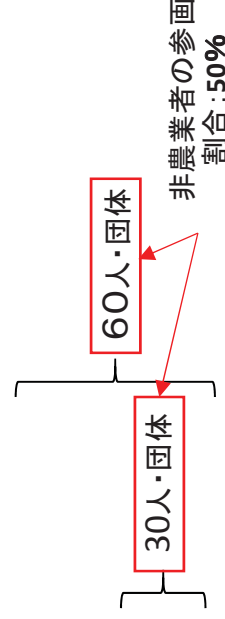
加算対象となる例（全ての要件を満たす場合のみ適用）

① 多面的機能の増進に向けた活動への支援 増進活動の取組数

直近の活動計画 1 → 2 新たな活動計画

構成員

農業者	27人
農業団体	3団体
非農業者	26人
非農業団体	4団体



② 非農業者の参画割合：4割以上

活動に参加する構成員の総人数※1

実践活動への参加人数

③ 構成員の参加割合：80%以上

個人	45人
団体所属	35人



※1：活動に参加する人数として事業計画に位置付けた構成員の人数。

個人で参画している構成員に加え、団体として参画している構成員のうち、実際の活動に参加可能な人数（個人との重複不可）の合計数とする。

＜活動に参加する構成員の総人数の数え方の例＞

個人（農業者）	個人（非農業者）	農業団体	非農業団体
A氏、B氏、C氏 D氏、E氏、F氏	G氏、H氏、I氏	A氏、B氏、C氏 J氏、K氏、L氏	A氏、B氏、C氏 M氏、N氏、O氏

- ☐ 重複のため算入しない者
- ☐ 団体の構成員のうち、活動への参加しない者

合計

6人	3人	1団体	11人・団体	構成員
6人	3人	2人	14人	活動に参加する構成員の総人数

組織の広域化・体制強化に係る支援の見直しの概要

現行の組織の広域化・体制強化に係る支援は、広域活動組織の設立時等に、活動内容や交付金の配分等を調整するために必要な経費として一律40万円/組織を交付。

しかしながら、将来にわたる活動の継続性の確保や、事務の効率化、活動の活発化等の観点から、今後、比較的小規模な広域活動組織をさらに広域化させていく必要。

このため、広域活動組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援に見直し。

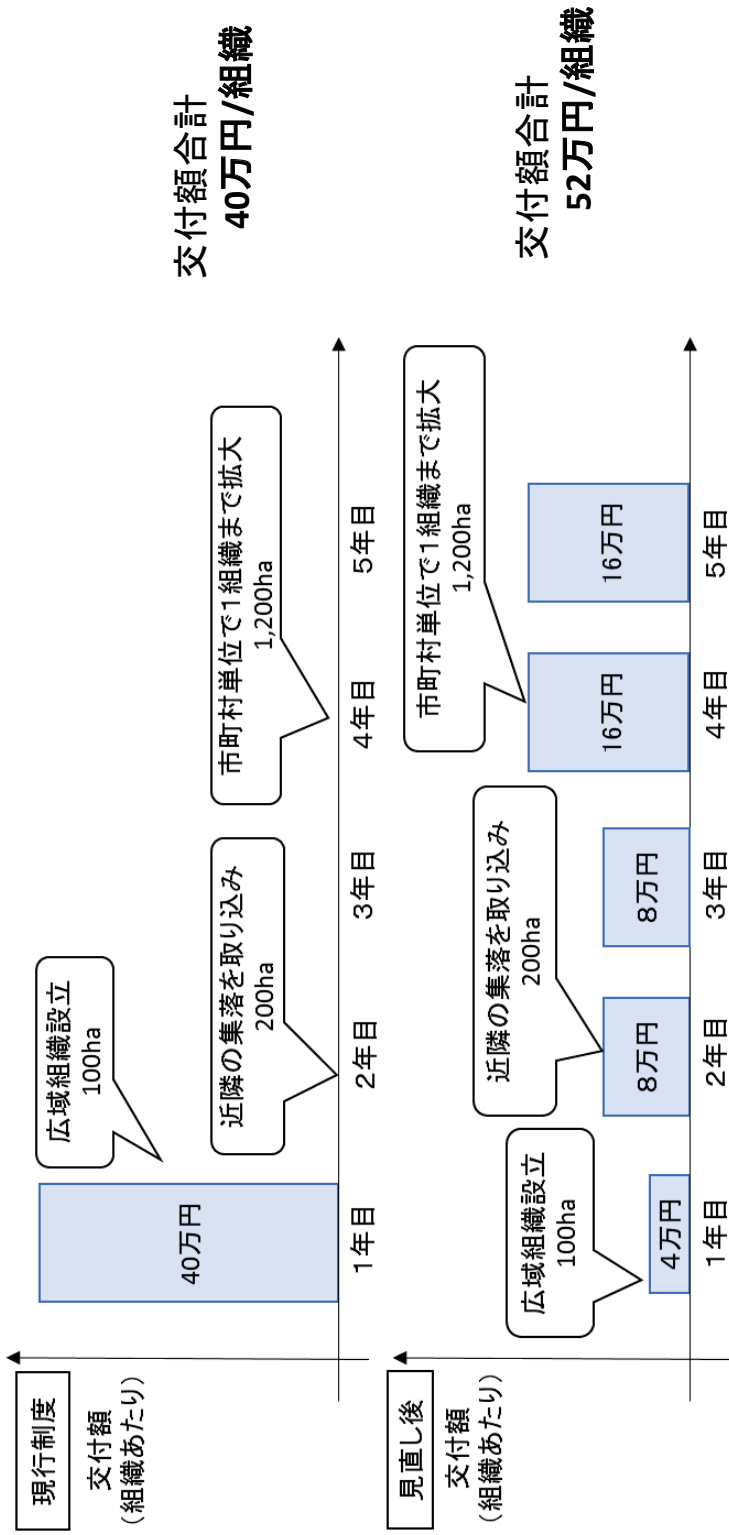
広域活動組織の面積規模別の交付額

都府県	北海道	交付額	(参考)5年間の交付額合計
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織	20万円/組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織	40万円/組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織	80万円/組織

※1：上記面積は全て農地維持支払の認定農用地面積

※2：特定非営利活動法人化(NPO法人化)に取り組み場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額とする。

段階的に広域化する場合の適用例



多面的機能の増進を図る活動の考え方（参考）

番号	区分	実施要領別記	多面的機能の増進を図る活動に該当する具体的内容	取組量等
1	遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。	実施要領別記に記載のとおり。 なお、遊休農地は活動計画書に位置付けられ ておらず、遊休農地発生防止のための保全管理 活動を行う農地についても、これらの活動を行 う場合に対象とする。	要件とする取組量（面積）はない。 毎年度、取組む場合に対象とし、全ての交付対象農 用地で単価を6／6とすることができる。
2	農地周りの 共同活動の 強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。	農地利用や地域環境の改善のために行う次の活動等が該当するもの。 ・鳥獣被害防止対策施設の新設。 ・農地周りの藪等の伐採。 ・農地周りの笹刈り、笹根の侵入防止策を講じ る活動。 ・鳥獣被害防止のための有害駆除について、ワナ 等による捕獲を行うこと（と殺含む）	要件とする取組量（延長等）はない。 鳥獣害防止対策施設の新設については、既存に同様 の施設がある場合であっても、新たに施設を設置する 場合は対象とする。 鳥獣害防止対策施設には、地域共同で管理する鳥獣 害防止のために設置する電牧柵を含む。 農地周りの藪等の伐採は、協定農用地区域外で協定 農用地に隣接する藪等の伐採も可能。ただし、地権者 に伐採の了解を得ることと、育林等を目的とした活動 は対象外。 毎年度、取組む場合に対象とし、全ての交付対象農 用地で単価を6／6とすることができる。
3	地域住民に よる直営施 工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。	実施要領別記に記載のとおり。 技術習得は習得した技術を活用して直営施行 を毎年度行うこと必要。 なお、直営施工の実施に向けた資格の取得、 現地調査等の活動についても、実践活動に位置 付けることができる。	直営施行は、毎年度実施する場合に該当し、実施延 長の制限はなく、全ての交付対象農用地で単価を6 ／6とする。 技術習得後に協定期間中において直営施行が行われ ない年度が発生した場合、協定締結年度に遡及して 1／6相当額を返還する。

多面的機能の増進を図る活動の考え方（参考）

番号	区分	実施要領別記	多面的機能の増進を図る活動に該当する具体的内容	取組量等
4	防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。	水田やため池に雨水を貯留するための資材等の設置や畦畔・法面の整備を行うほか、雨水貯留を行う連絡体制を構築するなど防災・減災力の強化に向けた取組を新たに追加して行うこと。	協定期間内に全ての田の協定農用地の整備等を行うこととし、ため池は協定に位置付けた全ての施設で実施するもの。 毎年度、取組む場合に対象。 田んぼダムの取組は、連絡体制を確立とともに、既に貯留機能を増進する目的で落口柵等の整備が行われている場合は、今までに行っていない活動を更に全農用地を網羅して行う場合に対象となる。（新たに畦畔再築立を行う等） 施設の整備が完了した場合や大雨等が無い年度であっても、毎年度、広報活動、啓発活動、地域内の規制等の取り決めなどの普及・啓発活動に取り組み場合は対象。 また、農用地等法面へのカバープランツの植栽、溝切り（心土破砕含む）による降雨水の浸透促進などの「農地等の予防保全」の取組を対象とする。 これらの活動に取り組み場合、地目や受益面積に係なく、全ての交付対象農用地で単価を6／6とすることができる。
5	農村環境保全活動の幅広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。 ※4に定める活動は「高度な保全活動」をいう。	実施要領別記に記載のとおり。 高度な農地な保全活動は次の各活動をいう。 (1) 農業用水の保全 ア 循環かんがいによる水質保全 イ 浄化水路による水質保全 ウ 地下水かん養 エ 持続的な水管理 (2) 農地の保全 ア 土壌流出防止 (3) 地域環境の保全 ア 生物多様性の回復 イ 水環境の回復 ウ 持続的な畦畔管理 (4) 専門家の指導	農地・水保全管理支払交付金（H25まで）に引き続き農村環境保全活動に2テーマ以上取組む活動組織にあつては、更に1テーマを追加して行う必要はない。 追加に位置付けるテーマについても、計画策定、啓発・普及、実践活動をセットで行うものである。 毎年度、2テーマ以上に取り組み場合に対象とし、全ての交付対象農用地で単価を6／6とすることができる

多面的機能の増進を図る活動の考え方（参考）

番号	区分	実施要領別記	多面的機能の増進を図る活動に該当する具体的内容	取組量等
6	医療・福祉との連携	・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。	実施要領別記に記載のとおり。 ただし、これらの活動は参加する医療・福祉施設等の入所者等のメンタルヘルスケア等が図られることを目的として行うものであり、共同活動の担い手の確保に向けた活動ではないことに留意のこと。	毎年度、1回以上、取組む場合に対象とし、全ての交付対象農用地で単価を6／6とすることができる。
7	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。	実施要領別記に記載のとおり。 ただし、神事・宗教に関わる活動は対象外。	毎年度、1回以上、取組む場合に対象とし、全ての交付対象農用地で単価を6／6とすることができる。

令和元年年8月8日現在

平成29年度			
1	H29.12.14	第1回事例研究会 の開催	<場 所> 札幌駅前ビジネススペース「2K」 <参加者> 事例研究会会員13名（内事務局4名）、オブザーバー14名 <内 容> ・設置要領の制定 ・本年度の事業計画等の協議等
2	H30.1.17-19	先進地視察研修	<視察先> 新潟県見附市（見附市広域協定） 福井県福井市（文殊農地・水・環境保全管理協定） （福井市主計の郷を守る会農地・水・環境保全管理協定） <視察者> 事例研究会会員8名（内事務局4名） <内 容> ・活動組織の広域化によるメリット・デメリット ・活動組織継続のための若手農業者・農業女性の参画
3	H30.2.14-15	事例発表会	<場所等> H30.2.14 ホテルさっぽろ芸文館「ニトリ文化ホール」 1,529名、事例研究会会員10名（内事務局4名） H30.2.15 旭川市民文化会館大ホール 545名、事例研究会会員9名（内事務局4名） <内 容> ・事例研究会の紹介 ・活動事例の発表 事例発表： 田んぼダムを通じた防災・減災の取り組みに向けて 畑地帯における広域活動組織の取組 ・先進地視察研修の復命報告 視察研修報告：「事例研究会」先進地視察研修の成果報告
4	H30.3.1	第2回事例研究会 の開催	<場 所> 札幌駅前ビジネススペース「2A」 <参加者> 事例研究会会員12名（内事務局4名）、オブザーバー11名 <内 容> ・先進地視察研修や事例発表会の総括 ・研修を踏まえ道内活動への反映等の検討 ・制度運用検討の協議 ・H30年度の行動計画案の策定

平成30年度

5	H30.8.21	第3回事例研究会 の開催	<場 所> 北海道土地改良事業団体連合会会議室 <参加者> 事例研究会会員12名(内事務局4名)、オブザーバー12名 <内 容> ・新制度に向けた情報提供 ・収集すべき事例の検討 ・先進地視察研修計画の策定
6	H30.8.22-24	先進地視察研修	<視察先> 栃木県宇都宮市(逆面エコ・アグリノ里) 栃木県小山市(思川西部農村環境保全会) 茨城県守谷市(守谷土地改良区) <視察者> 事例研究会会員9名(内事務局4名) <内 容> ・大学連携、多様な団体参画 ・防災・減災力の強化としての田んぼダムの取組みについて ・耕作放棄地の未然防止事例
7	H30.12.13	第4回事例研究会 の開催	<場 所> 札幌駅前ビジネススペース「2A」 <参加者> 事例研究会会員12名(内事務局4名)、オブザーバー11名 <内 容> ・先進地視察研修報告 ・地方裁量の活用検討 ・全道事例発表会の開催計画策定
8	H31.1.22	草地分科会 の開催	<場 所> 中標津町役場301会議室 <参加者> 釧路・根室・十勝・オホーツク管内48名 (小清水町、中札内村、池田町、浜中町、標茶町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)、事例研究会会員6名(内事務局4名) <内 容> □事例研究会会員による事例発表 ・鶴居村資源保全協議会広域協定の取組について(志村係長) ・地域リーダーの育成 次代の継承を考える(峯会長) □事例研究会における検討状況について □北海道における草地帯ならではの活動項目 <意見交換> 鶴居村事例について、排水路沈砂池の外注費を定期的に行うことで安価になっていることが参考となった。(標茶町) ・峯会長の事例について、新規就農者募集時に農業員会をはじめとする後援団体(農業団体、改良区、JA)さらには市役所と共同で取り組んでいることが、同じ農業委員として参考になった。(池田町) ・草地帯ならではの取組み例など参考なる。また、交付金に限りがあるけど新たな加算措置等もあることから検討したいと考える。(標茶町) ・今のところ外来種(アライグマ)の被害は無いが、在来種の被害が多い。今後に向けていい方法があればいいと思う。(別海町)
9	H31.2.27	事例発表会	<場 所> 北海道立総合体育センター「北海きたえーる:メインアリーナ」 <参加者> 2,163名 <内 容> ・平成31年度制度見直し等について ・事例発表 ・機能診断・補修技術研修 ・事務支援の仕組み作り等について
10	R01.8.8	第5回事例研究会 の開催	<場 所> 札幌駅前ビジネススペース「2A」 <参加者> 事例研究会会員10名(内事務局4名)、オブザーバー12名 <内 容> ・制度改正概要について ・事例研究会2年間の活動総括 ・今後の事例研究会の進め方について ・事務支援システム(仮称)導入について

令和元年 8 月 8 日作成

今後の事例研究会の進め方について（協議会案）

I 過去 2 年間の検討事項について

資料 3－2 のとおり

II 多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）について

資料 3－3 のとおり

III 今後の進め方について

1 基本スタンス

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領のとおりとする。

- ・ 趣旨は見直ししない。
- ・ 構成及び活動内容については、会員の意見を聞きながら、必要に応じて微修正を行う。

（抜粋）北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的

2 想定される検討項目～具体的な進め方

（1）効果的な活動について

A 活動項目の洗い出し

- ・ 要綱基本方針を踏まえた検討
 - 基本方針で推奨した北海道全域で取り組むことにより、より大きな効果を生み出すことを目的とした、ほぼ全道地域で共通の課題となっている外来種駆除（アライグマなど）や防災減災の取組（田んぼダムなど）
 - 本交付金は、地域主導で行う様々な活動を支援する施策であるが、国が定める実施要綱では、活動に関して国民の理解の増進に努めることとされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発信する必要がある。
 - → 道内の全ての組織が共通の目的を持ち、一体的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことを目的として、当該活動を通じた効果等を広く発信したい。
※広報活動のあり方も検討したい。
- ・ 北海道施策評価を踏まえた検討
 - 効果の有無を区分した分析
- ・ 従前の検討を踏まえた検討
- ・ 現地意見交換会等での意見を踏まえた検討
- ・ アンケート調査の実施

※新たな視点（素案）

- ・ 組織の状況に応じた優良事例
→ ex) 組織規模別、地帯別、営農規模別、地域別など
- ・ 難易度を区分した優良事例
→ ex) 真似できない最先端の優良事例
誰もが出来る優良事例、ちょっとした工夫で効果が増大する優良事例

イ 北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出等について

- ・ 要綱基本方針に追加もしくは解釈で支援対象とすべき活動の検討
→ 昨年度からの継続検討
 - ・ 農業用施設周辺及び農地の除排雪（共通）
- ・ 新たな取り組み～多面的機能支払交付金にとらわれない取組
→ 追加や支援対象が難しければ、アロケーションも検討する。可能な範囲で支援し、棲み分けをする。

（２）効率的・効果的な執行体制について

本対策を継続実施するためには、効率的な執行体制が不可欠である。そこで効率的な執行体制とは何かを議論し、効率的な執行体制の構築に向けた検討を行う。

ア 活動組織の広域化・体制強化

- ・ 組織規模や運営方法の選択肢を提示し、地域にあった選択が出来る提案をする。
→ 広域化、事務局の広域化
→ 土地改良区やＪＡなど既存組織との連携
→ 民間企業とのマッチングや様々な事務委託方法の検討
→→ 地域を越えたマッチングも視野に入れる。

＜事務に関する補足＞

- ① 本交付金の継続的かつ円滑な推進に向けては、事務執行体制の強化及び効率化を図ることが最重要課題と認識している。
- ② このため、現在多くの地域で行われている既存組織（土地改良区やＪＡ等）による事務受託のほか、新たに事務支援体制（組織）を構築している事例等の収集・発信を行うとともに、事務支援組織が無い地域においていかに事務局体制を構築すべきか検討したい。
- ③ 併せて余力のある事務支援組織の発掘を行い、事務支援が受けられない地域においても選択ができるように情報を発信したい。

イ システムの導入推進について

- ・ 事務負担の軽減等に向けたシステムについては、道協議会が構築した統一システムの運用により、全体での事務軽減と適正な書類作成の両立を図ることを目標とする。そのため、全組織・全市町村に本システムを利用してもらうことを推奨していきたい。
→ システムのあり方については、目的を明確にしながら、随時議論を深め、活動組織、事務執行者、市町村、協議会の相反する立場の者が、出来るだけウインウインになる関係を目指す。

- ・ 北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステムについては、GIS ツールによる整備を図る。
- こちらは事務軽減には直接は繋がらないが、地域資源の把握、事業計画の策定及び地域資源保全構想の策定に寄与するとともに、何よりも本制度の成果把握のためにも必要と考えているところ。皆様の協力を得ながら、支援する体制も併せて検討していきたい。

ウ 地域資源の管理体制の強化

- ・ 共同活動の省力化
- ・ 土地改良区や市町村との役割分担

3 今後に向けた課題とフォローアップについて

(1) 面積減少防止の取組

- ・ 滞りなく新計画へ移行を進める取組
 - 継続困難組織への支援、広域化支援
- ・ 新たに取り組みを始める地域への支援
 - 個別フォローアップ

(2) 適正な事業執行の取組

- ・ 会計検査受検を踏まえた事務指導
 - 持越、適正な事務執行
- ・ 補修技術などの研修
- ・ 作業安全の取組

(3) 女性の参画

- ・ 昨年度は女性を対象とした制度説明会を実施したので、今後は女性の参画を促すような検討会などを企画したい。

※ フォローすべき項目は随時洗い出すとともに、効果的な推進方法を検討したい。

平成 30 年 3 月 1 日作成

平成 30 年 8 月 21 日更新

平成 30 年 12 月 13 日更新

令和元年 8 月 8 日更新

本会で検討してきた項目について

本交付金の取組が、今まで以上に本道の地域特性に応じた課題解決に繋がるように、以下の項目を中心に関心度等に関するアンケート調査を実施し、その意見等を集約して本会で事例収集等の検討を行い、道内活動組織等への情報提供を図る。

※ アンケートは平成 29 年度多面的機能支払実施市町村 149 市町村を対象に実施し、8 月 15 日現在で 131 市町村から回答を得ている。（以下、青字部分）

今年度も先進地視察による事例収集を行ったので、全道事例発表会において道内の活動組織へ情報提供を行うこととする。

さらに上記アンケートや、今年度 4 月～11 月にかけて、全道延べ 68 市町村及び延べ 176 活動組織（11 月末時点）を対象に行った意見交換などにより、収集した意見などを基に、今後北海道地域活動指針に追加すべき活動を抽出・検討する。

1 効果的な活動について

効果的な活動や参考になる事例とは何かを検討することを目的に、以下の項目について関心度の調査を実施する。（以下、→に代表的な取組み例を示す。）

※ アンケート問 8～13 の回答を次の効果区分に振り分け、以下の具体事例に照らし合わせて効果等を把握する。

問 8）農業外効果：農業以外の側面で効果が現れた事例（自由記載）

問 10）目に見える効果：現れた効果として多かった上位項目

問 11）継続新規活動：継続したい、もしくは新たに取り組んでみたい活動として多かった上位項目

（1）活動項目別の具体事例 → 北海道施策評価で高い評価を得た活動

→ 高い評価を得られなかった発展途上の活動

① 施設の補修、長寿命化のための活動

→ 計画的な施設補修・更新の手法

→ 鳥獣被害防止の取組

代表的な効果の内容	効果区分
施設の機能低下の防止	問 10：目に見える効果 3 位 問 11：継続新規活動 1 位
きめ細やかで高度な保全管理が可能となった	問 10：目に見える効果 4 位

鳥獣被害の拡大を防止できた	問 10：目に見える効果 5位 問 11：継続新規活動 4位
保安全管理にかかる労力負担が軽減された	問 10：目に見える効果 6位

※ 効果のある活動事例の紹介と併せて、機能診断・補修技術等の研修を検討
→ 2月27日開催の全道事例発表会にて上記研修を実施

② 防災・減災の取組

- 豪雨災害への対応
- 田んぼダム
- 【鷲見 7、岡村 9】

代表的な効果の内容	効果区分
異常気象時の対応体制が整備され、防災意識も高まった。	問 8：農業外効果 問 10：目に見える効果 7位 問 11：継続新規活動 5位

※ 先進地視察研修を実施（栃木県小山市）

③ 遊休農地（耕作放棄地）の解消

- 農地集積の推進
- 農地中間管理機構との連携
- 耕作放棄地対策

※ 先進地視察研修を実施（茨城県守谷市）

④ 多様な地域や他の事業と連携した取組

- 中山間直接支払との連携
- NPO等と連携した自然環境の保全

※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）

- 漁協と連携した水産業への負荷軽減

⑤ 農村環境保全活動

- 湖沼・湿原周辺などにおける水質浄化
- 景観作物（菜の花）の植栽を通じたバイオディーゼルの導入
- 稲ワラの資源循環
- 外来種駆除
- 【岡村 10】
- 土壌流出防止対策（グリーンベルトの設置など）
- 廃屋等の景観阻害要因の除去
- 【鷲見 8】
- 農村文化の伝承を通じて農村コミュニティを強化している取組
- 生態系保全の取組

代表的な効果の内容	効果区分
植栽や清掃活動による農村景観等の向上	問 8 : 農業外効果 問 10 : 目に見える効果 1 位 問 11 : 継続新規活動 2.3 位
在来生物の育成と外来種の駆除による生態系の保全	問 8 : 農業外効果

※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）

⑥ 多様な主体の参画による地域コミュニティの活性化

→ 女性グループを中心とした活動

【村上 17】

→ 地域住民、学校教育、大学・企業・NPOとの連携した取組

※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）

→ 農福連携の取組

代表的な効果の内容	効果区分
様々な共同活動を通じて地域コミュニティが活性化	問 8 : 農業外効果 問 10 : 目に見える効果 2 位
観光客の集客が促進されるとともに、非農家との連携が深まった	問 8 : 農業外効果

⑦ 6 次産業化等との取組との連携

→ 共同活動を通じた直売施設の設置

→ 共同活動を通じた農産物のブランド化

【岡村 11】

※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）

⑧ その他

→ 広報活動と情報共有の工夫

【峯 1.2】

→ 都市と農村交流の推進

※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）

→ 地理的に特徴のある活動等事例（中山間地、樹園地、小規模集落）

→ 直営施工の取組

→ 活動組織内の議論手法とリーダー育成

【峯 3.4.5】

（２）北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出等について

① 追加すべき活動と制度の見直し

- ・平成 19 年度～平成 29 年度の間、本道の地域特性に応じた共同活動が可能と

なるよう、国が定める地域活動指針に取組項目の追加等を実施してきた

- ・平成31年度には国において多面的機能支払交付金の見直しが行われることから、併せて項目の追加等の検討に向けた聞取りを行う。

【山崎 14】

→ 今後調査を実施するが、全道各地で実施した意見交換会等で追加すべき活動項目としてあった意見は、次のとおり。

- ・ 農業用施設周辺及び農地の除排雪（共通）
- ・ 共同利用の堆肥製造施設への堆肥原料の搬出作業（主に草）
- ・ ファームポンドの建屋修繕（畑・草）
 - 国との協議の結果、水路やため池の附帯施設における破損施設の補修として支援対象となった。
- ・ 農地の一部をトラクター等の走行道路にしている場合の路面維持活動（主に畑・草）
- ・ 農用地に「破損施設の補修」を追加（田越しかんがいの場合の柵の補修を対象）（田）
 - 活動指針に「農用地の付帯施設の補修・設置」という取組内容を追加することにより、明確に支援対象となった。

- ・ また、交付金使途内容等の設定等を行うことの検討が必要との意見もあることから意見徴収を行う。

【高道 16】

② 道内全ての組織で行う活動の設定

- ・ 本交付金は、地域主導で行う様々な活動を支援する施策であるが、国が定める実施要綱では、活動に関して国民の理解の増進に努めることとされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発信する必要がある。
- ・ このことから、道内の全ての組織が共通の目的を持ち、一体的に取り組むことで大きな波及効果を生み出す活動（例：外来種の駆除）を設定し、当該活動を通じた効果等を広く発信したい。

【岡村 9.10、山崎 15】

※ アンケートの回答結果によると…

【関係設問 12】

共通の取組について広域的な活動を推進すべきとの意見が16%程度であるが、負担が無い範囲で推進すべきとの意見を加えると82%となった。

→ 今後調査を実施するが、全道各地で実施した意見交換会等で全道的に取り組むべき活動項目としてあった意見は、次のとおり。

- ・ 外来種の駆除（共通）
- ・ 田んぼダム（田）
- ・ 異常気象時の対応（共通）
- ・ （鳥獣被害防止の取組（共通））

→ 上記「外来種の駆除」と「田んぼダム」については、要綱基本方針に広域で取り組むべき活動として推進する旨を明記した。

【関係設問 13】

農村集落の維持・活性化のために取り組んでみたい活動として、新規就農者の促進に向けて仕組みづくりの検討等が 50%、新規農作物の実験的な導入が 27% 程度となっているが、これらは営農の視点の取組であることから、現時点では活動対象とならない。引き続き国との協議も検討したい。

2 効率的・効果的な執行体制について

本対策を継続実施するためには、効率的な執行体制が不可欠である。そこで効率的な執行体制とは何かを確認し、効率的な執行体制の構築に向けた検討を行う。

(1) 活動組織の広域化・体制強化

- 統一ルール、作業機械の共同利用、市内全域 1 組織
- 土地改良区や J A との連携
- 民間企業とのマッチングや様々な事務委託方法の検討

<事務に関する補足>

- ① 本交付金の継続的かつ円滑な推進に向けては、事務執行体制の強化及び効率化を図ることが最重要課題と認識している。
- ② このため、現在多くの地域で行われている既存組織（土地改良区や J A 等）による事務受託のほか、新たに事務支援体制（組織）を構築している事例等の収集・発信を行うとともに、事務支援組織が無い地域においていかに事務局体制を構築すべきか検討したい。
- ③ 併せて余力のある事務支援組織の発掘を行い、事務支援が受けられない地域においてもベストな選択ができるよう発信したい。
- ④ また、事務書類の統一化を図るなどにより負担軽減に向けた検討を行いたい。

【鷲見 6、山崎 12.13】

※ アンケートの回答結果によると…、【関係設問 17～27】

- ①【設問 17.18】 活動組織の事務を役員が直営で行っている組織が 70/131 市町村あり、課題となっていない地域もあるが、特定の人物に負担がしわ寄せされている（将来しわ寄せされる）可能性がある。
- ②【設問 18】 一部の役員に事務作業が集中することにより、事務を担う人材確保も困難な状況がうかがえる。一方で恒常的な事務局を確立した市町村（組織）は一般的に負担感も小さく感じられている模様。
- ③【設問 19～21】 次期対策に向けて、事務軽減の検討は必須である。
- ④【設問 22】 回答いただいた 794 組織のうち、緊急に体制を強化する必要がある 34 組織に今後 2～3 年で強化する必要がある 112 組織を加えると 146 組織となり 18% に及ぶため、本対策に継続的に取り組むためには事務局体制の強化を支援する必要がある。
- ⑤【設問 23～26】 体制強化のためには、従来どおり人材育成や、既存団体への事務委託の推進などがあるが、今後は地域を越えた事務委託のマッチングや、事務受託組織の設立支援なども検討を進める。
- ⑥【設問 27】 上記①～⑥に共通する自由意見があった

- 全道各地で実施した意見交換会等では、恒久的な事務局体制づくりに対する支援要請が多く寄せられたので、協議会として具体的な事務局体制強化支援を検討していく。
- 上記の事務局体制強化支援の検討とともに、事務軽減と同時に情報集約を効率的に実現するため、システム開発を推進する。

(2) 地域資源の管理体制の強化

- 共同活動の省力化
- 土地改良区や市町村との役割分担

3 新対策に望むこと

⇒ 資料2のとおり

4 その他

- 写真絵画コンテストの開催

【村上 17】

※ 「子供絵画コンテスト 2018」として実施済

- 女性の活躍に向けた事例収集・発信

【村上 17】

※ 女性を対象として制度説明会の開催

- 協議会主催で女性を対象とした制度説明会や、女性の参画を促す検討会を実施予定

(1) 今後に向けた課題とフォローアップ

- 平成 30 年度計画満了地区における持越額を減少させる取組

効果的な活動の普及啓発・推進

- 滞りなく新制度への移行を進める取組

継続困難組織への支援、事務軽減の取組、広域化支援

※ アンケートの回答結果によると…【関係設問 1～7】

- ① 現時点で農地維持は 5 市町村、資源向上（共同）は 7 市町村に活動を休止（縮小）する活動組織があると回答している。

- 11 月に道が実施した平成 31 年度要望量調査では、4 市町村・7 活動組織で活動を休止すると回答している。

- 令和元年度においては、10 市町村・15 活動組織が活動を休止した。

- ② 理由はⅠ．農業者の高齢化や規模拡大などにより、一人あたりの共同活動の負担が増大し、活動計画の縮小を余儀なくされること、Ⅱ．事務作業が繁雑であること、等があげられている。

※ 年度末に向けて、上記 2 点に対するフォローアップをより充実させる。

※ 今年度も継続して同様のフォローアップが必要。

令和元年度

多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）
改正の概要について

- 1 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項 ～3(1)①エ、③関係
 - ・ 田越しかんがいを行っている田における落水口や、農地内にある附帯明渠排水などの附帯施設について、適正管理や補修・設置を行えるよう活動項目を追加。
- 2 広域で取り組む活動の推進～3(1)⑤関係
 - ・ 北海道全域で取り組むことにより、より大きな効果を生み出すことを目的に、ほぼ全道地域で共通の課題となっている外来種駆除(アライグマなど)や防災減災の取組(田んぼダムなど)の推奨
- 3 関係市町村における交付単価の設定及び変更～3(2)②、別添1及び2関係
 - ・ 基本単価によらない特別単価の設定及び変更。
- 4 交付金の算定となる農用地の追記【国要綱改正関係】～3(3)関係
 - ・ 資源向上支払交付金の交付対象農用地が拡大できることとなったので、追加設定。
- 5 資源向上支払交付金(長寿命化)における地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方【国要綱改正関係】～4(1)①、②関係
 - ・ 今回の国要綱要領改正により、改正により長寿命化の要件設定は都道府県が要綱基本方針で定めることとされたことに伴う追加設定
- 6 広域協定の規模【国要綱改正関係】～5関係
 - ・ 昨年度の国要綱要領改正により、広域規模は都道府県が要綱基本方針で緩和できることとされたことに伴う追加設定
- 7 システムの導入推進について～6(4)②関係
 - ・ 北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステムについては、GISツールによる整備を図る。
 - ・ 事務負担の軽減等に向けたシステムについては、道協議会が構築したシステムの運用を図る。

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

	北 海 道
策定	平成 26 年 5 月
変更	平成 26 年 7 月
変更	平成 26 年 12 月
変更	平成 27 年 4 月
変更	平成 28 年 4 月
変更	平成 29 年 4 月
変更	令和 元 年 7 月

1. 取組の推進に関する基本的考え方

本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

一方、本道の農業・農村は、食料の安定的な供給をはじめ、洪水の防止や水源かん養、美しい景観の形成などの機能を発揮し、公益的機能にも大きな期待が寄せられている。

このような中、道では、北海道農業・農村振興条例（平成 9 年 4 月 3 日北海道条例第 10 号）第 6 条に基づき策定した「第 5 期北海道農業・農村振興推進計画（平成 28 年 3 月策定）」において、農業・農村は、食料の供給機能とともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、文化の伝承など多面的機能を有しており、その利益を将来にわたって広く国民が享受できるよう、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進することとしている。

他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して支援していくこととしている。

農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組内容を追加する。

ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り

イ. 地域共同で行う配水操作

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組から 1 以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分）

ア．地域資源の基礎的保全活動

区 分	取組内容の追加
構成項目	点検・計画策定
対象施設等	—
活動項目	点検
取 組	1 点検
取組内容	【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】 □施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・<u>堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。</u> ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	6 鳥獣害防護柵等の保守管理
取組内容	□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、<u>隔障物</u>の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	9 水路附帯施設の保守管理
取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・<u>かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</u>
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	15 ため池附帯施設の保守管理
取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・<u>かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</u>
活動要件	—

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）（別紙１）の第 6 の 2 の（１）及び（２）のとおりとする。ただし、地域の実情を踏まえ、これによらない場合は交付単価を別途定めるものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

ア．基本単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,300 円	1,150 円
	畑	1,000 円	500 円
	草地	130 円	65 円

イ．アの単価によらない市町村及び単価は別添１のとおりとする。

ウ．加算単価については、実施要綱（別紙１）の第 6 の 2 の（２）のとおりとする。

（３）交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア．農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

イ．ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地

a．生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地

b．市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

c．多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（４）その他必要な事項

市町村は、農地維持支払を実施する対象組織からの交付申請に基づき、（２）の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。

３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組内容を追加する。

ア．地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動

イ．地域が共同で管理する有機質処理施設の管理

- ウ．地域共同で行う鳥獣害防止のための活動
- エ．地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置
- オ．地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等
- カ．地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理
- キ．地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修

活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な取組を実施する。

イ．農村環境保全活動

農村環境保全活動の取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分）

ア．施設の軽微な補修

区 分	取組内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	—
活動項目	機能診断
取 組	24 農用地の機能診断
取組内容	【農用地に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、<u>有機質処理施設等</u>の状況確認を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	—
活動項目	機能診断
取 組	25 水路の機能診断
取組内容	【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所^{（注）}の把握、<u>水路本体や集水区域の積雪状況の把握等</u>）を行うこと。
活動要件	—

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	①畦畔・農用地法面等 <u>□融雪材の散布</u> ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。 <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	①畦畔・農用地法面等 <u>□融雪排水促進のための溝きり</u> ・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。
活動要件	－
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	②施設 <u>□鳥獣害防護柵の補修・設置</u> ・鳥獣被害防止のための防護柵、 <u>隔障物の補修や設置等を行うこと</u> ・ <u>農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動</u> <u>をすること。</u> <u>※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。</u>
活動要件	－
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	②施設 <u>□有機質処理施設の適正管理</u> ・ <u>有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。</u> ・ <u>施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じ</u>

	ないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	②施設 □<u>附帯施設の補修・設置</u> ・農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	31 水路の軽微な補修等
取組内容	①水路 □<u>積雪被害防止</u> ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。
活動要件	—
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
取 組	32 農道の軽微な補修等
取組内容	①農道 □<u>除排雪</u> 急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。
活動要件	—

イ．農村環境保全活動

区 分	取組内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	水質保全
取 組	44 その他（水質保全）
取組内容	□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、<u>ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	取組内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
取 組	47 その他（景観形成・生活環境保全）
取組内容	□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、<u>有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	取組内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	資源循環
取 組	50 地域資源の活用・資源循環活動
取組内容	<u>【肥培かんがい施設の適正管理】</u> ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）
活動要件	－

ウ．多面的機能の増進を図る活動

区 分	取組内容の追加
活動項目	多面的機能の増進を図る活動
取 組	59 都道府県、市町村が特に認める活動
取組内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。
活動要件	－

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

北海道の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤ 広域的に取り組む活動の推進について

多面的機能支払交付金実施要綱第２の１には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。

そのため、道内の全ての組織が共通の認識を持ち、広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことが期待できる活動を推進する。

※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。

ア．生態系保全のための外来種の駆除活動

イ．防災・減災力の強化に向けた活動

（２） 交付単価

① 基本的考え方

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価は、実施要綱（別紙２）の第６の２の（１）及び（３）のとおりとする。ただし、地域の実情を踏まえ、これによらない場合は交付単価を別途定めるものとする。基本単価と継続地区（資源向上活動（共同）を５年間以上実施した地域及び資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）単価に区分する。

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る活動において、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価については、基本単価及び継続単価に５／６を乗じた額を交付単価とする。

継続地区については、地域資源の質的向上を図る共同活動が定着してきたことを踏まえ、基本単価の７．５割とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

ア．基本単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の１０アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（共同活動を実施して５年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	１,９２０円 【１,６００円】	９６０円 【 ８００円】
	畑	４８０円 【 ４００円】	２４０円 【 ２００円】
	草地	１２０円 【 １００円】	６０円 【 ５０円】
継続地区単価（共同活動を５年間以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	１,４４０円 【１,２００円】	７２０円 【 ６００円】
	畑	３６０円 【 ３００円】	１８０円 【 １５０円】
	草地	９０円 【 ７５円】	４５円 【 ３７.５円】

- イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添2のとおりとする。
- ウ. 加算単価については、実施要綱（別紙2）の第6の2の（1）のウのとおりとする。
- エ. 組織の広域化・体制強化に対する支援単価については、実施要綱（別紙2）の第6の2の（3）のとおりとする。

（3）交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）
- イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次のaからcに該当する農用地
 - a. 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地
 - b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（4）その他必要な事項

市町村は、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、（2）の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を交付する。

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア～オに該当する施設を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

- ア. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと
- イ. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと
- ウ. 市町村が所有又は管理していないこと
- エ. 対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分協議がなされていること。
- オ. 対象組織の負担が活動経費の3分の1以上となること。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合は、次の要件を満たすこと。

- ア. ①の基本的考え方におけるアとイに該当することについて、北海道に確認を得ること。
- イ. 従前から本交付金で更新等を実施してきた施設で、連続性が認められるなど、本交付金で施行する特段の理由がある場合などは、個別に北海道に確認を得ること。
- ウ. 上記アやイについて北海道の確認が得られた場合は、その他事項について市町村が確認した上で、工事内容について北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）の技術的指導を受けること。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動（下線が追加部分）

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	<u>農地</u>
活動項目	<u>農地</u>
取 組	<u>100 給水栓（散水施設を除く）の更新等</u>
取組内容	<u>□給水栓の更新</u> <u>・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行</u> <u>うこと。</u>
活動要件	—

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３）

北海道の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア．農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

イ．ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地

- a．生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地
- b．市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- c．多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（３）その他必要な事項

- ① 市町村は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 の第 6 の 2 の（２）に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を交付する。
- ② 施設の長寿命化のための活動は、地域における共同の取組であることから、事業実施にあたっては、直営施工を基本とする。しかし、専門的な技術が必要な工事等で外部発注による場合は、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」等を参考にすること。

5. 広域協定の規模

北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha 以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

ただし、地域振興 5 法指定地域（特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、離島）等の要件を満たす場合、1,500ha 以上又は協定に参加する集落が 3 集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体、対象組織の緊密な連携により、実施することが必要であることから、北海道では、北海道、市町村、農業者団体等から構成する道協議会を推進組織として、地域の推進体制に位置付ける。

(2) 関係団体の役割分担

① 北海道

- ア. 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)に基づく基本方針を策定する。
- イ. 本交付金の実行状況の点検や必要に応じ対象組織に指導・助言を行うため、第三者機関を設置・運営する。
- ウ. 北海道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。
- エ. 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び推進交付金について、市町村及び道協議会から提出された申請書等を審査するとともに、申請者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- オ. 活動に関する指導・助言
- カ. 本交付金の普及・啓発

② 市町村

- ア. 法に基づく促進計画を策定する。
- イ. 対象組織の事業計画を認定する。
- ウ. 広域活動組織の協定を認定する。
- エ. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- オ. 毎年度、対象組織の活動の実施状況を確認し、北海道知事に報告する。
- カ. 活動に関する指導・助言
- キ. 本交付金の普及・啓発

③ 道協議会

- ア. 交付申請事務等に関する指導・助言
 - ・ 農業者等に対する説明
 - ・ 市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認
- イ. 普及推進活動
 - ・ 活動組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口（説明会の開催を含む。）
 - ・ 手引き、広報資料等の作成
 - ・ 活動組織に対する指導・助言（技術指導、事務的支援を含む。）
 - ・ 北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備
- ウ. 実績値とりまとめ
 - ・ 実績値（面積、活動量等）のデータ入力処理
- エ. 検査等の支援
- オ. その他
 - ・ 活動組織の法人化及び事務支援組織の設立支援
 - ・ その他必要となる事務（本交付金の実施に必要な各種調査等）
 - ・ 活動事例や財産譲渡の情報等の収集

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び道協議会への推進交付金については、国から北海道が交付を受けた額のうち、市町村推進事業又は推進組織推進事業の実施に必要な経費を「北海道多面的機能支払事業補助金交付要領」に従い関係市町村及び道協議会に交付する。

(4) その他必要な事項

① 北海道地域資源保全情報について

農地や施設等の資源情報データベースを構築し、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取り組む活動組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行うことにより、申請・確認・報告等の事務、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援することを目的に、道協議会が関係市町村等と連携を図りながら、北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備を進めていく。

② システムの導入推進について

多面的機能支払交付金に取り組む活動組織からの事務負担の軽減要望に応えるとともに、本交付金の成果を詳細に把握するための活動情報の収集や、適正な事務処理と効率的な執行体制の確立に向けて、北海道・市町村並びに道協議会がともに協力し、次のシステムの導入を積極的に推進する。

ア．北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステム

①の北海道地域資源保全情報の蓄積・整備に向けて既存GISツールによる整備を図る。

イ．事務負担の軽減等に向けたシステム

事務負担の軽減、活動情報の収集等に向けて、道協議会が構築する帳票作成支援システムの運用を図る。

7. その他

(1) 市町村又は土地改良区等が所有又は管理する施設の工事の実施について

- ① 市町村が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、事業計画認定時に示された条件に基づき必要な手続きを行うものとする。
- ② 土地改良区等の市町村以外の者が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、あらかじめ土地改良区等と工事に関する確認書を交わすものとする。
- ③ 対象組織は、施設を所有又は管理する者からの事前の指示に基づき、補修等を行った施設の諸元、位置等の情報及び工作物について、施設を所有又は管理する者に速やかに譲渡するものとする。

(2) 活動事例の収集について

市町村は、多面的機能支払実施要綱・要領に基づき実施状況の確認を適切に行うとともに、活動事例の収集に努めるものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

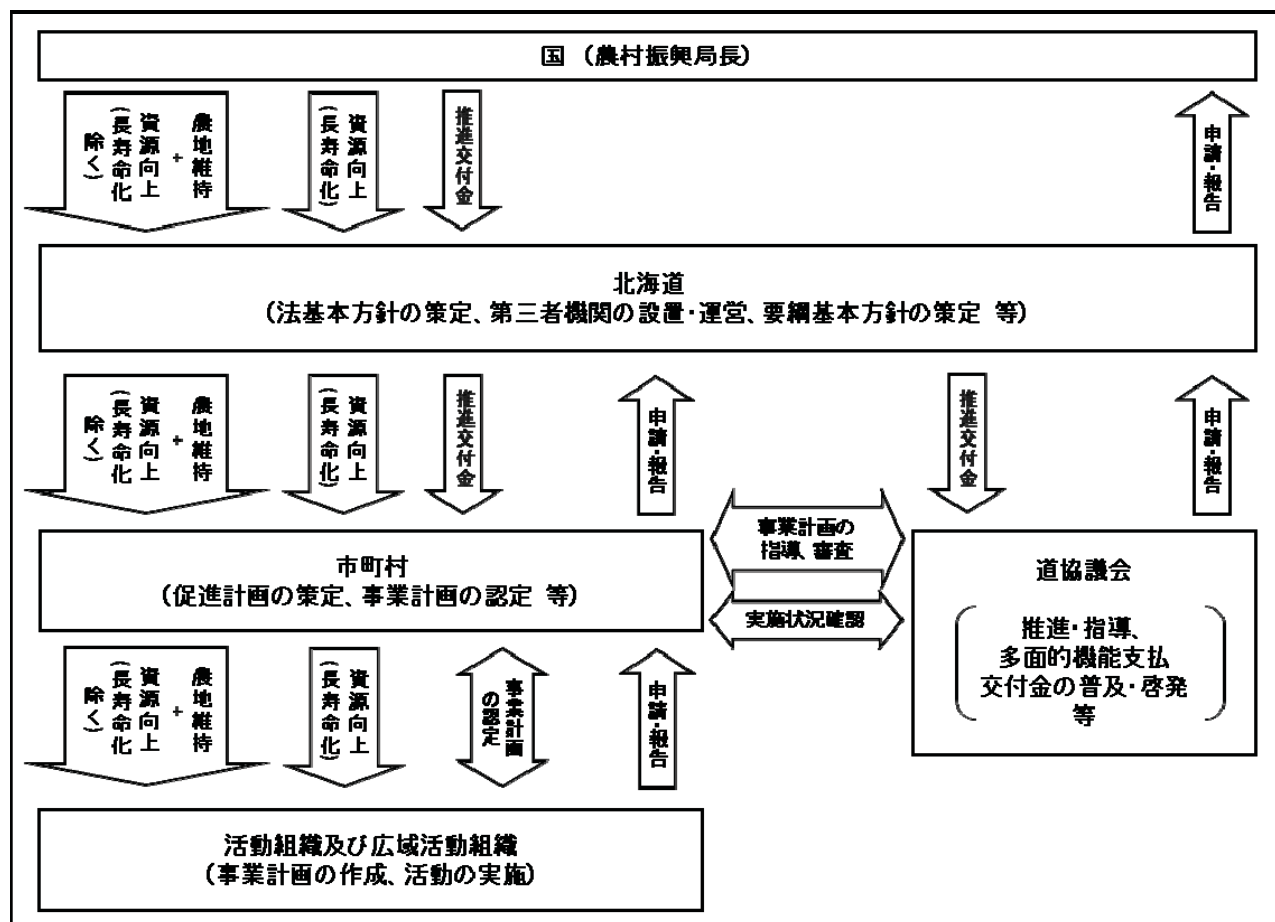
< 参考 1 >

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	北海道	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○		○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知、交付	○	○		
10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○	

< 参考 2 >

実施体制図



別添 1

農地維持支払交付金の交付単価

市町村名	適 用	地 目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交 付単価	左記のうち国の助成
森町	町内全対象農用地	田	1,840 円	920 円
		畑	800 円	400 円
		草地	104 円	52 円
知内町	町内全対象農用地	田	1,725 円	862.5 円
		畑	750 円	375 円
		草地	97.5 円	48.75 円

別添 2

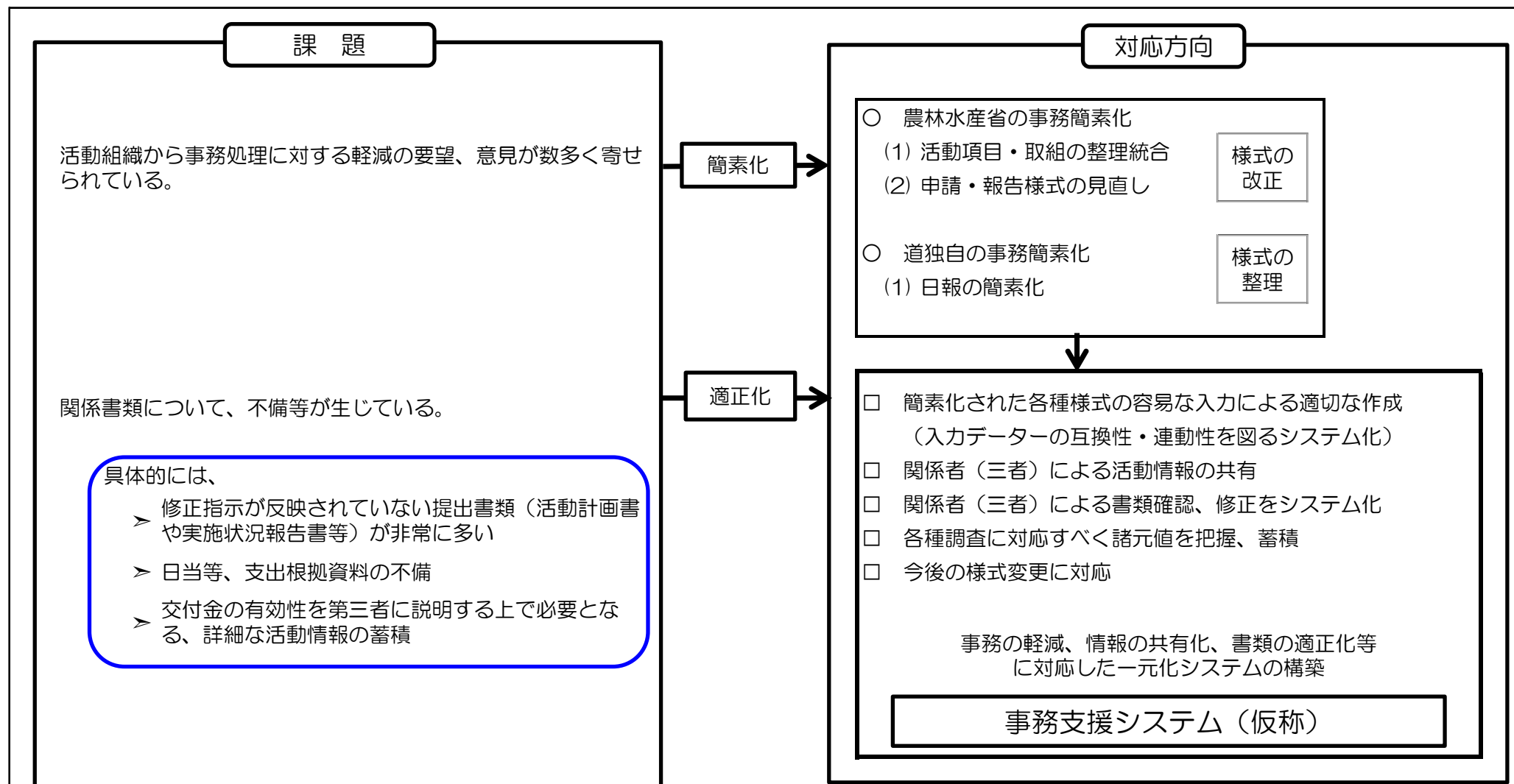
資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

市町村名	適 用	地 目	資源向上支払交付金 （地域資源の質的向上 を図る共同活動）の10 アール当たりの交付単 価	左記のうち国の助成
知内町	町内全対象農用地	田	1,440円	720円
			【1,200円】	【600円】
		畑	360円	180円
			【300円】	【150円】
		草地	90円	45円
			【75円】	【37.5円】

※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価

事務支援システム（仮称） 概要

1. 背景



2. Webシステムのメリット



情報共有
(同じ情報を三者で共有)



双方向で書類の確認



情報の蓄積

三者(活動組織、市町村、道協議会)で情報を共有



同じ画面で同じ書類を確認



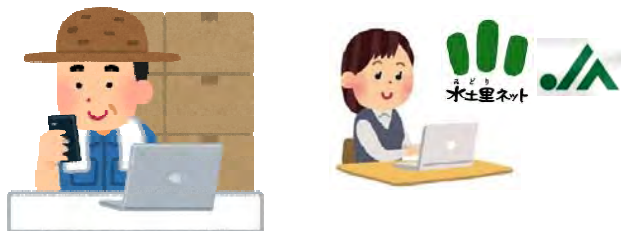
情報を蓄積して諸元値を確認

3. 事務支援システム（仮称）運用イメージ

◆ 活動組織 ◆

- 事業認定申請（様式1-1、1-2）
- 交付申請（概算払申請含む）
- 活動計画書（様式1-3、1-4、1-5）

組織名、資源量（面積・延長）、単価
構成員氏名、役職氏名、対象活動etc



新様式

- 活動日報（通常日報・簡素化日報）
- 活動記録（様式1-6）
- 金銭出納簿（様式1-7）
- 実施状況報告（様式1-8）
- 総会資料（決算、事業実績等）

新様式

① 登録
④ 確認・反映

② 確認
③ 修正指示

① 登録
④ 確認・反映

② 確認
③ 修正指示

事務支援システム
<Webサーバー>

◆ 市町村 ◆ ◆ 道・道協議会 ◆

◆ 市町村 ◆

- 事業認定通知
- 交付決定通知（任意）
※概算払決定通知（任意）含む
- 実施状況確認報告書（様式1-9）
※複数組織を集約

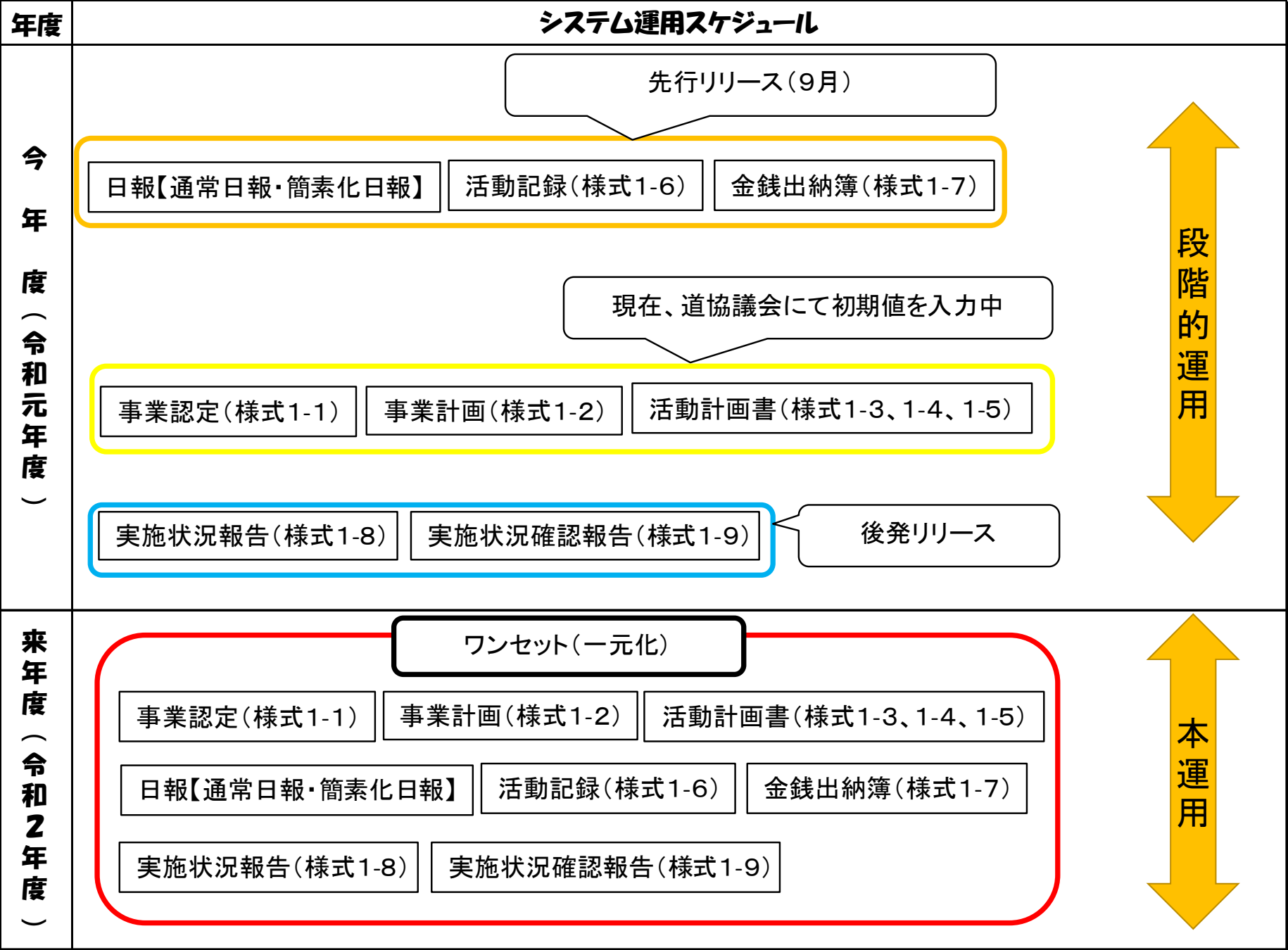


- 登録情報の確認
- 諸元値の把握
- 取組内容の把握
- 情報蓄積

◆ 道・道協議会 ◆

- 実施状況取りまとめ報告書（様式1-10）
※複数市町村を集約

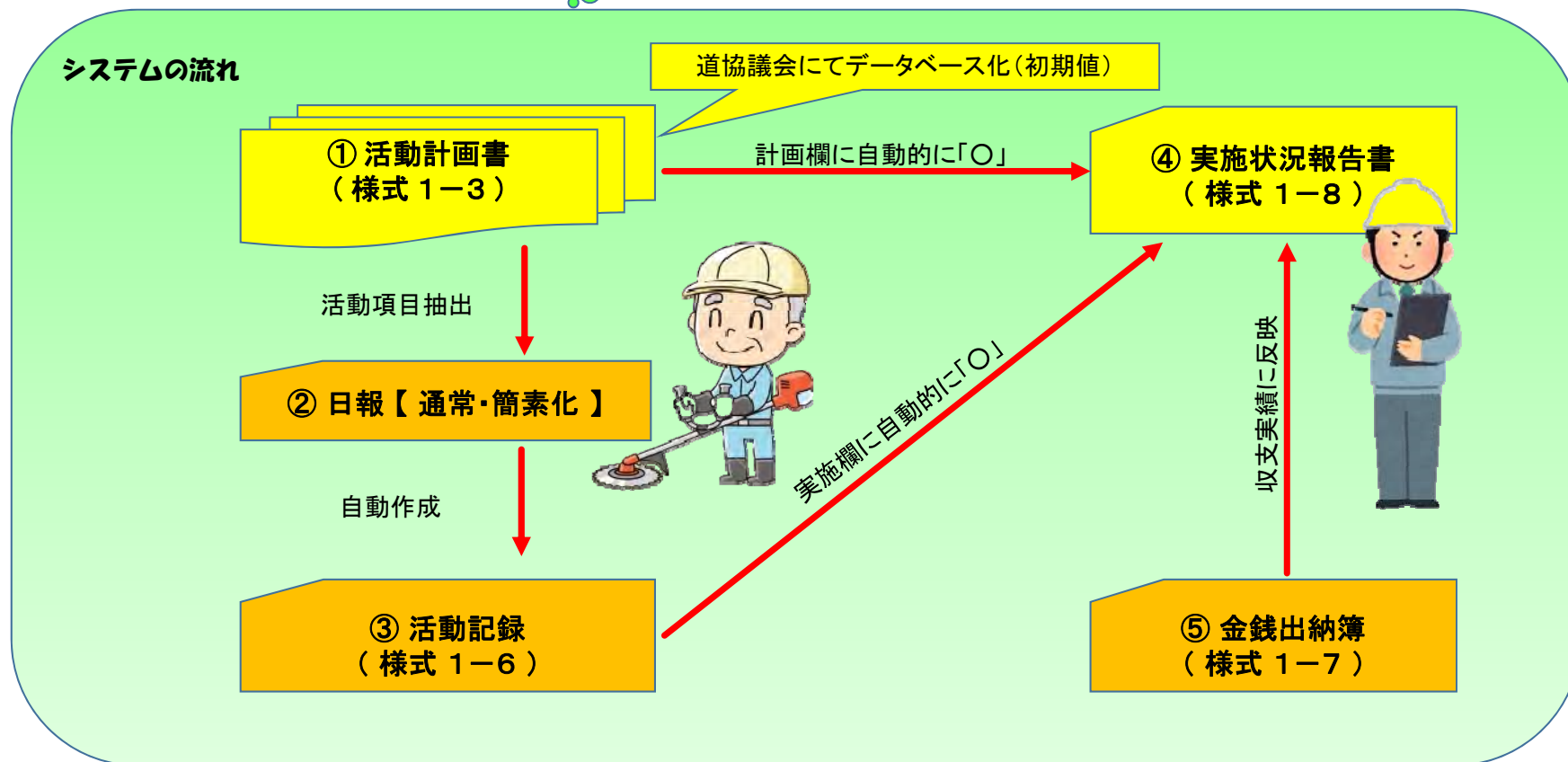
4. 運用スケジュール（予定）



5. 先行リリース分（9月）の紹介

今回は、②日報、③活動記録、⑤金銭出納簿

を先行リリース



- ✓ 直感で入力できる簡易さ
- ✓ 様式変更に対応
- ✓ 運用しながらバージョンアップ

ログイン、構成員



ログイン画面

事務支援システム

ユーザID

パスワード

ログイン

お知らせ

2019年7月16日 最新版に更新しました。

2019年3月15日 このサーバーは、本番環境です。
現在は、開発中です。

北海道日本型直接支払推進協議会（事務局：水土里ネット北海道）

構成員		構成員画面				
集落名	組織分類	氏名	住所	役職名	備考	
東集落01	1:1 農業者個人	東 氏名01	東住所01	代表	活動確認者	編集
東集落02	2:2 農事組合法人	東 氏名02	東住所02			編集
東集落03	3:3 営農組合	東 氏名03	東住所03			編集
東集落04	4:4 その他の農業者団体	東 氏名04	東住所04	副代表	活動確認者	編集
東集落05	5:5 農業者以外個人	東 氏名05	東住所05	会計		編集
東集落06	6:6 自治会	東 氏名06	東住所06			編集
東集落07	7:7 女性会	東 氏名07	東住所07			編集
東集落08	8:8 子供会	東 氏名08	東住所08			編集
東集落09	9:9 土地改良区	東 氏名09	東住所09		活動確認者	編集
東集落10	10:10 JA	東 氏名10	東住所10			編集
東集落11	11:11 学校・PTA	東 氏名11	東住所11			編集
東集落12	12:12 NPO	東 氏名12	東住所12			編集
東集落13	13:13 その他の農業者以外団体	東 氏名13	東住所13			編集
東集落14		東 氏名14	東住所14			編集
東集落15		東 氏名15	東住所15			編集
東集落16		東 氏名16	東住所16			編集
東集落17		東 氏名17	東住所17			編集
東集落18		東 氏名18	東住所18			編集
東集落19		東 氏名19	東住所19			編集
東集落20		東 氏名20	東住所20			編集

© 2019 - 事務支援システム

6. 画面構成

通常日報

作業日報

活動記録（通常日報）画面

・ 作業日報入力することで、活動記録を作成できます。

新規登録 ← 「新規登録」ボタンで活動を記録

番号	作業日	氏名	機械	活動内容	時間帯	休憩時間	作業時間	単価	支払額	メモ	
1	2019/04/01	東 氏名01	機械追加	年度活動計画の策定	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
1	2019/04/01	東 氏名02	機械追加	年度活動計画の策定	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
1	2019/04/01	東 氏名03	機械追加	年度活動計画の策定	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
1	2019/04/01	東 氏名04	機械追加	年度活動計画の策定	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
1	2019/04/01	東 氏名05	機械追加	年度活動計画の策定	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
2	2019/04/01	東 氏名01	機械追加	活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
2	2019/04/01	東 氏名02	機械追加	活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
2	2019/04/01	東 氏名03	機械追加	活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
2	2019/04/01	東 氏名04	機械追加	活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
2	2019/04/01	東 氏名05	機械追加	活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	1300 ~		3.0	1,600	4,800		編集 削除
3	2019/04/02	東 氏名01	機械追加	施設の機能診断（農用地） 診断結果の記録管理（農用地）	1000 ~		6.0	1,600	9,600		編集 削除
3	2019/04/02	東 氏名04	機械追加	施設の機能診断（農用地） 診断結果の記録管理（農用地）	1000 ~		6.0	1,600	9,600		編集 削除
3	2019/04/02	東 氏名09	機械追加	施設の機能診断（農用地）	1000 ~		6.0	1,600	9,600		編集 削除

「PDF」ボタンで日報を出力

PDF

新規登録

作業日報

活動内容

取組選択 ...

参加者

参加者選択 ...

作業開始日

作業終了日

開始時間

終了時間

休憩時間

作業時間

0.0

単価

0

メモ

作成

一覧へ戻る

© 2019 - 事務支援システム

平成31年度
多面的機能支払交付金 作業日報
20区東地区活動組織

作業日報 出力画面

作業日	氏名	組織分類	作業内容	作業時間帯	休憩時間	作業時間	日当単価	日当支払額	機械借上げ						支払合計	受領印
									機械種別	機械借上げ時間帯	休憩時間	機械借上げ時間	機械借上げ単価	機械借上げ料		
04/01	東 氏名01	1 農業者個人	年度活動計画の策定	13:00 ~		3.0	1,600	4,800		~						
04/01	東 氏名02	2 農事組合法人	年度活動計画の策定	13:00 ~		3.0	1,600	4,800		~						
04/01	東 氏名03	3 営農組合	年度活動計画の策定	13:00 ~		3.0	1,600	4,800		~						
04/01	東 氏名04	4 その他の農業者団体	年度活動計画の策定	13:00 ~		3.0	1,600	4,800		~						
04/01	東 氏名05	5 農業者以外個人	年度活動計画の策定	13:00 ~		3.0	1,600	4,800		~						
計						15.0		24,000								

6. 画面構成

簡素化日報 ①

活動確認調書

活動記録（簡素化日報）画面

新規登録

←「新規登録」ボタンで活動を記録

PDF

番号	活動内容	人数	活動日・期間	開始時間	最長日実働時間	単位活動時間	単価	メモ	
2	水路の草刈り	4名	5/2～5/10	0900	8.5	2.10 hr/ha	500	メモ02	詳細 削除
5	水路の草刈り	5名	7/1～7/12	0900	5.0	2.10 hr/ha	500		詳細 削除
7	路肩・法面の草刈り	5名	7/1～7/12	0900	5.0	2.10 hr/ha	500		詳細 削除
8	ため池の草刈り	5名	7/1～7/12	0900	5.0	2.10 hr/ha	500		詳細 削除
10	畦畔・農用地法面等の草刈り	5名	7/24～7/31	1000	5.0	2.50 hr/ha	1,600		詳細 削除
11	水路の草刈り	4名	7/29～7/31	1000	6.0	2.00 hr/m	1,600		詳細 削除
12	畦畔・農用地法面等の草刈り	2名	7/29～7/31	1000	4.0	2.50	1,600		詳細 削除
17	畦畔・農用地法面等の草刈り	5名	7/29～8/2	1000	7.0	2.50 hr/ha	1,600		詳細 削除
18	畦畔・農用地法面等の草刈り	6名	7/31～8/2	1300	5.0	2.50 hr/ha	1,000		詳細 削除
20	水路の草刈り ポンプ場、調整施設等の草刈り	6名	7/31～8/2	1300	5.0	2.50 hr/ha	1,000		詳細 削除
22	路肩・法面の草刈り	6名	7/31～8/2	1300	5.0	2.50 hr/ha	1,000		詳細 削除
25	畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の枝払い・下草の草刈り	5名	7/26～8/2	1000	6.0	2.15 hr/ha	1,600		詳細 削除

活動記録

活動記録（様式第1～6号）

PDF

新規登録
活動確認調書

活動確認調書 入力画面

活動内容

取組選択 ...

参加者

参加者選択 ...

作業開始日

作業終了日

開始時間

最長日実働時間

0.0

活動量

0.00

実働値

0.0

単位活動時間

0.00

単位

単価

0

メモ

作成

一覧へ戻る

© 2019 - 事務支援システム

6. 画面構成

簡素化日報 ②

支払額算出・活動確認調書 出力画面

[様式：支払額算出・活動確認調書]

P-5

■活動年度：

平成31

年度

■活動施設：

農用地

■単位活動時間：

2.50

■支払分類：

日当

■活動内容：

畦畔・農用地法面等の草刈り

■単位：

hr/ha

■機械区分：

■単価：

1000

円/hr

組織名：

ミドリネット北海道本部

※支払分類で機械借上げ費を選択した場合は、機械区分を記載する

番号	氏 名	集落名等	活動日・期間	実施時間等						日当等 支 払 額	確認欄		備考 (支払日等)
				開始 時間 ※1	最長 日実働 時間 ※2	延べ活動時間 (hr)		積算値 A × B ※4	実働値 ※5		確認者 氏名	確認日	
						活動量 (B)							
						※3	単位	※6					
計	6 名		07/31～08/02	13:00	5.0	180.00	ha	450.00	450.0	450,000			
1	水土里 氏名04	水土里集落04	07/31～08/02	13:00	5.0	30.00	ha	75.00	75.0	75,000	水土里 氏名01	8/5	
2	水土里 氏名05	水土里集落05	07/31～08/02	13:00	5.0	30.00	ha	75.00	75.0	75,000	水土里 氏名01	8/5	
3	水土里 氏名06	水土里集落06	07/31～08/02	13:00	5.0	30.00	ha	75.00	75.0	75,000	水土里 氏名01	8/5	
4	水土里 氏名07	水土里集落07	07/31～08/02	13:00	5.0	30.00	ha	75.00	75.0	75,000	水土里 氏名01	8/5	
5	水土里 氏名08	水土里集落08	07/31～08/02	13:00	5.0	30.00	ha	75.00	75.0	75,000	水土里 氏名01	8/5	
6	水土里 氏名09	水土里集落09	07/31～08/02	13:00	5.0	30.00	ha	75.00	75.0	75,000	水土里 氏名01	8/5	

※1：開始時間は、期間内で一番早い活動の開始時間。
※2：最長日実働時間は、期間内で一番長く活動に従事した日の活動時間。
※3：活動量は、期間内の活動量の合計値（面積or延長）。（積算値は単位活動時間×活動量で算出）
※4：積算値は、単位活動時間(A)×活動量(B)で算出。
※5：実働値は、把握している期間内の延べ活動時間の実働値（内訳は不要）。

6. 画面構成

活動記録

活動記録 出力画面

(道様式第3号) (国様式第1-6号)

組織名:

平成31年度 多面的機能支払交付金 活動記録

ミドリネット北海道本部

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された

取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。

同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日時			活動参加人数			取組番号（左詰め）						活動内容			交付金 対象活 動	備考（具体的な活動内容を記入）
日付	実施時間		農業者	農業者 以外	総参加 人数							支払区分	活動項目	取組		
	開始時刻	実施時間														
7/1～	09:00	0.0時間	0人	2人	2人	10						農地維持	農道	10農道の草刈り		路肩・法面の草刈り
7/1～	09:00	0.0時間	0人	3人	3人	11						農地維持	農道	11農道側溝の泥上げ		側溝の泥上げ
7/1～ 7/12	09:00	5.0時間	4人	1人	5人	7						農地維持	水路	7水路の草刈り		水路の草刈り
7/1～ 7/12	09:00	5.0時間	4人	1人	5人	10						農地維持	農道	10農道の草刈り		路肩・法面の草刈り
7/29 ～	10:00	4.0時間	1人	1人	2人	5						農地維持	農用地	5畦畔・法面・防風林の草刈り		畦畔・農用地法面等の草刈り
7/29 ～8/2	10:00	7.0時間	2人	3人	5人	5						農地維持	農用地	5畦畔・法面・防風林の草刈り		畦畔・農用地法面等の草刈り
7/31 ～8/2	13:00	5.0時間	1人	5人	6人	5						農地維持	農用地	5畦畔・法面・防風林の草刈り		畦畔・農用地法面等の草刈り
7/31 ～8/2	13:00	5.0時間	1人	5人	6人	10						農地維持	農道	10農道の草刈り		路肩・法面の草刈り
7/26 ～	10:00	5.0時間	2人	1人	3人	5						農地維持	農用地	5畦畔・法面・防風林の草刈り		畦畔・農用地法面等の草刈り
7/26 ～	10:00	7.0時間	2人	1人	3人	5						農地維持	農用地	5畦畔・法面・防風林の草刈り		畦畔・農用地法面等の草刈り
7/30	09:00	5.0時間	1人	1人	2人	5						農地維持	農用地	5畦畔・法面・防風林の草刈り		畦畔・農用地法面等の草刈り

活動に参加した最大人数

農業者	農業者 以外	合計
4人	5人	9人

R1 新様式

6. 画面構成

金銭出納簿 ①

金銭出納簿

金銭出納簿 画面

- ・「分類」欄は、分類番号（1～8）から選択してください。
- ・「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「1」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「2」を必ず入力してください。
- ・「農地維持・資源向上（共同）」から「資源向上（長寿命化）」に流用して行った活動の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への流用」欄に〇を記入してください。
- ・交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

新規登録 ← 「新規登録」ボタンで金銭出納簿を記録

日付	分類	内容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書 番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への流用	
4/1	前年度持越	前年度持越（農地維持・資源向上（共同））	1	100,000	0	100,000					編集 削除
4/1	前年度持越	前年度持越（資源向上（長寿命化））	2	200,000	0	300,000					編集 削除
4/20	利子等	構成員立替金の繰り入れ	2	1,100,000	0	1,400,000	1		〇〇氏より		編集 削除
5/20	購入・リース費	〇〇資材の購入費	2	0	1,300,000	100,000	4	5/25			編集 削除
6/20	交付金	農地維持・資源向上（共同）交付金	1	6,650,780	0	6,750,780					編集 削除
6/20	交付金	資源向上（長寿命化）交付金	2	4,604,000	0	11,354,780					編集 削除
7/1	日当	6月実施の草刈りに係る日当支払	1	0	45,000	11,309,780	20	2019/6/15-16	みどり集落		編集 削除
7/1	日当	草刈り等	1	0	3,500,000	7,809,780	6	5/5	〇〇集落		編集 削除
7/4	日当	農道の草刈り	1	0	400,000	7,409,780	7	5/5	〇〇集落		編集 削除
7/12	日当	6月実施の草刈りに係る日当支払	1	0	45,000	7,364,780	30	2019/6/15-16			編集 削除
8/1	日当	農道の補修	1	0	700,000	6,664,780	9	6/1			編集 削除
8/1	外注費	水路の補修	2	0	1,500,000	5,164,780	10	6/1～6/10			編集 削除
9/1	その他支出	役員報酬	1	0	255,000	4,909,780	11	-			編集 削除
11/15	外注費	水路の更新等	2	0	1,800,000	3,109,780	13	9/1～9/30		〇	編集 削除
2/19	利子等	利子	1	5	0	3,109,785					編集 削除

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

© 2019 - 事務支援システム

新規登録 金銭出納簿

金銭出納簿 入力画面

日付	
分類	0:
内容	
区分	0:
収入（円）	0
支出（円）	0
領収書番号	
活動実施日	
長寿命化	☐
備考	
作成	

[一覧へ戻る](#)

© 2019 - 事務支援システム

6. 画面構成

金銭出納簿 ②

金銭出納簿 出力画面(一覧)

(様式第1-7号)

平成31年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名： 20区東地区活動組織

★「分類」欄は、分類番号(1～8)から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)に係る収支は「1」を、資源向上(長寿命化)に係る収支は「2」を必ず入力してください。

区別ができない支出は「1」を記入してください。

★「農地維持・資源向上(共同)」から「資源向上(長寿命化)」に流用して行った活動の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への流用」欄に○を記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。

また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

日付	分類	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	領収書 番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への流用
4/1	前年度持越	前年度持越(農地維持・資源向上(共同))	1	100,000	0	100,000				
4/1	前年度持越	前年度持越(資源向上(長寿命化))	2	200,000	0	300,000				
4/20	利子等	構成員立替金の繰り入れ	2	1,100,000	0	1,400,000	1		〇〇氏より	
5/20	購入・リース費	〇〇資材の購入費	2	0	1,300,000	100,000	4	5/25		
6/20	交付金	農地維持・資源向上(共同)交付金	1	6,650,780	0	6,750,780				
6/20	交付金	資源向上(長寿命化)交付金	2	4,604,000	0	11,354,780				
7/1	日当	草刈り等	1	0	3,500,000	7,854,780	6	5/5	〇〇集落	
7/4	日当	農道の草刈り	1	0	400,000	7,454,780	7	5/5	〇〇集落	
8/1	日当	農道の補修	1	0	700,000	6,754,780	9	6/1		
8/1	外注費	水路の補修	2	0	1,500,000	5,254,780	10	6/1～6/10		
9/1	その他支出	役員報酬	1	0	255,000	4,999,780	11	-		
11/15	外注費	水路の更新等	2	0	1,800,000	3,199,780	13	9/1～9/30		○
2/19	利子等	利子	1	5	0	3,199,785				
7/12	日当	6月実施の草刈りに係る日当支払	1	0	45,000	3,154,785	30	2019/6/15-16		
7/1	日当	6月実施の草刈りに係る日当支払	1	0	45,000	3,109,785	20	2019/6/15-16	みどり集落	
合 計				12,654,785	9,545,000	3,109,785				

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。)

6. 画面構成

金銭出納簿 ③

金銭出納簿 出力画面(集計)

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	100,000	
2.交付金	6,650,780	
3.利子等	5	
4.日当		4,690,000
5.購入・リース費		0
6.外注費		0
7.その他支出		255,000
8.返還		0
次年度への持越（残高）		1,805,785
合 計	6,750,785	6,750,785

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	200,000	
2.交付金	4,604,000	
3.利子等	1,100,000	
4.日当		0
5.購入・リース費		1,300,000
6.外注費		3,300,000
7.その他支出		0
8.返還		0
次年度への持越（残高）		1,304,000
合 計	5,904,000	5,904,000

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

番号	費目	内 容（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材（砕石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金

令和元年度 事例研究会行動計画（案）

R1.8.8現在

1	R1.8.	第5回事例研究会の開催	・制度改正について ・H29・30年度の活動総括 ・今後の事例研究会の進め方について ・令和元年度の事業計画について など
2	未定	先進地視察研修	・2泊3日行程（道内もしくは道外）
3	R1.12.	第6回事例研究会の開催	・先進地視察研修報告 ・全道事例発表会の開催計画策定 ・本会会員間で連携して実施 ※我が組織自慢 ML の作成等 など
4	未定	草地帯分科会の開催	・ブロック別開催
5	R2.2.14	全道事例発表会	・活動事例の発表、先進地視察研修の復命報告 ・札幌の1会場開催
6	H31.3	第7回事例研究会の開催	・R1年度の行動計画の総括 ・本研究会の活動成果総括 ・（R2年度の行動計画案の策定）
◎ 道協議会主催事業として実施			
	未定	女性参画に向けた検討会等の開催	・開催地、時期などは今後検討する。

※ 道外から視察研修の申し出があった場合は、本研究会の会員も都合がつく範囲で出席する。

※ 視察研修場所は、道外のみならず道内も検討する。

※ 全国事例研究会等の開催に際し、発表者やパネリストの推薦依頼があった場合は、本会員からの推薦も検討する。

※ 今後策定される道協議会の活動計画により、本会の活動計画も弾力的に見直しを行う。